

(仮称)三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書  
に対する滋賀県知事意見

本事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見への検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 方法書以降の手續に当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明会を開催するなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。

また、配慮書に記載の評価については、論理的な飛躍や説明不足により、文意を正しく読み取れない箇所が見受けられることから、方法書以降の図書の作成に当たっては、具体的な根拠に基づいた論理的で飛躍のない丁寧な表現に努めること。

(2) イヌワシ・クマタカは、国内希少野生動植物種や滋賀県の絶滅危惧種に指定されるなど、絶滅の危機に瀕している種であることから、個体群の存続に当たり個体レベルの保護が必要な種である。

特にイヌワシについては、県内にわずか4つがいが生息するのみであり、厳重な個体レベルの保護が必要である。

また、滋賀県におけるイヌワシ・クマタカの生息地は、日本におけるそれぞれの生息地の連続性を維持するうえで重要な地域であり、両種の個体の保護および生息環境の保全を通し、滋賀県における両種の個体群を維持することは、日本全体のイヌワシ・クマタカの保護においても重要である。

滋賀県高島市と福井県小浜市との県境付近では、イヌワシが生息していた記録があるほか、現在も飛来が確認されており、付近一帯は、イヌワシの潜在的な生息地であると考えられる。

また、クマタカについても、三十三間山および周辺一帯で繁殖ペアが連続して確認されているという情報があり、重要な生息地であると考えられる。

配慮書では、三十三間山周辺の地域は、サシバ・ハチクマ・ノスリ等の猛禽類の主要な渡りの経路の一部であることが示唆されている。環境アセスメントデータベースにおいては、サシバ等の渡りの軌跡が当該地域にあることが示されている。加えて、事業者による専門家へのヒアリング調査によれば、三方五湖から琵琶湖へのガン・カモ・ハクチョウ類の移動経路があることや、当該地域が小鳥類の主要な移動経路になってい

37 ることが言及されている。

38

39 また、三十三間山およびその周辺には、大規模なブナ林や低木林、ササ原、ススキ原  
40 などの多様な植生が広がっており、森林・草原等に生息・生育する多様な野生動植物の  
41 生息・生育地になっていると考えられる。

42 特にブナ林は、落葉広葉樹林の代表的な植生であり、多様性に富んだ生態系を形成す  
43 る重要な森林であるものの、全国的に分断化や面積の縮小が進んでいる。古くから人為  
44 的影響が強かった近畿地方においては、現存するブナ林は限られた地域に断片的に孤  
45 立して分布しているに過ぎず、特に滋賀県においては北部の県境付近などにごくわず  
46 かに現存している希少な植生である。

47

48 三十三間山は、関西地域の名山のひとつとされるとともに、高島トレイルのコースと接  
49 続されており、多数の登山者に利用されているなど、人と自然との触れ合いの活動の場  
50 として重要な地域である。その尾根部の一部には、冬期の季節風や積雪の影響など複合  
51 的な要因により形成されたと推測される草地環境が広がっており、特徴的かつ希少な  
52 景観資源でもあると考えられる。山中の登山道からは、遠景には三方五湖を、近景には  
53 尾根上に広がる前述の草原等を眺望することができる地点があるなど、眺望点として  
54 も重要である。

55

56 本事業計画は、三十三間山の尾根部周辺の約 900ha を事業実施想定区域とし、大型の  
57 風力発電機を最大 17 基建設することが検討されているものであり、この事業が実施さ  
58 れれば、個体レベルでの保護が必要なイヌワシやクマタカの風車への衝突(バードスト  
59 ライク)、渡り鳥の継続的な移動経路の阻害およびバードストライク、ブナ林等を基盤  
60 に成立している多様な野生動植物の生息・生育地の消失、登山等の人と自然との触れ合  
61 いの活動の場や景観資源の損失など、重大な環境への影響が懸念される。

62

63 しかしながら、配慮書では、重大な環境影響が考えられる項目についての評価を行う  
64 ため、文献調査や専門家へのヒアリング調査が実施されているところであるが、大規模  
65 なブナ林や事業実施想定区域を縦断する登山道の存在など、容易に把握できる重要情  
66 報が含まれていない。

67 加えて、イヌワシやクマタカが生息している可能性があるとしている根拠が「環境ア  
68 セスメントデータベース」や「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」(平成 14 年 7 月滋  
69 賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)に基づく情報のみであり、これらの情報を補完し、  
70 地域特性を詳細に把握する上で重要な専門家ヒアリングの結果には、両種の生息に関  
71 する情報が含まれていない。

72 こうしたことから、計画段階における環境配慮事項を検討するための調査内容とし

73 て十分ではない可能性がある。

74  
75 このため、今後の手続に当たっては、各環境要素に係る最新の情報を適切に把握し、  
76 それらの結果を踏まえた調査、予測および評価を適切に実施すること。

77 その際、周辺地域で行われている他事業者の環境調査の結果や、各環境要素に精通し  
78 た専門家へのヒアリング調査を適切に実施すること等により、最新の情報等の入手に  
79 努めること。

80 また、環境保全措置については、客観的かつ可能な限り定量的に行った評価結果に基  
81 づき、海外の事例や試験的な保全策の導入も含めて科学的に実効性のある対策を検討  
82 すること。

83  
84 その結果、イヌワシやクマタカのバードストライク等、重大な環境への影響を回避ま  
85 たは十分に低減できない可能性がある場合には、事業の取り止めも含めた事業計画の  
86 抜本的な見直しを行うこと。

## 87 88 2 個別的事項

### 89 (1) 騒音・振動・低周波音

90 滋賀県域に含まれる風車搬入路の沿道には住宅等が存在するが、配慮書ではこれら  
91 に対する工事中における騒音等の影響が評価されていないことから、今後の手続にお  
92 いて適切に調査、予測および評価を実施し、影響の回避または低減を図ること。

93 また、配慮書に示される風力発電機は、国内で例のない大型のものであることから、  
94 海外の調査事例を収集するなどにより、その稼働時の騒音特性等を適切に把握するこ  
95 と。

### 96 97 (2) 動物(鳥類)

98 イヌワシやクマタカへの影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動  
99 様式について、繁殖期を含む年間にわたる調査を、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平  
100 成24年12月環境省自然環境局野生生物課)および「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指  
101 針」に従い、最低2年間は実施すること。

102 特にイヌワシに対しては、本事業の実施に伴う樹木の伐採による環境変化が行動様  
103 式を変化させる可能性があることから、環境変化後の影響についても的確に予測およ  
104 び評価を行うこと。

105 クマタカについては事業実施想定区域およびその周辺に営巣している可能性もある  
106 ことから、営巣場所の確認と行動圏内部構造を可能な限り正確に把握し、事業による影  
107 響について予測および評価を行うこと。

108 また、渡りを行う猛禽類や水鳥等についても、その移動経路や高度は気象条件により

大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度等の実態を正確に把握したうえで、その影響について予測および評価を行うこと。

さらに、本事業の実施による猛禽類をはじめとする鳥類に対する影響と、環境保全措置を想定した場合の影響の低減については、既存の情報だけでなく、他の風力発電事業に係る環境影響評価の事例、研究報告をはじめとする国内外の最新の知見も十分に踏まえながら、客観的かつ可能な限り定量的に評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、科学的な根拠に基づいた実効性のある環境保全措置を講じることにより、これら鳥類への影響を回避または十分に低減すること。

なお、現地調査等を行う場合には、猛禽類に関する既存の調査結果や資料、環境省の「猛禽類保護の進め方(改訂版)」、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて、適切な調査方法を十分に検討したうえで、イヌワシやクマタカの調査に熟練した現地調査員により実施すること。また、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行ったうえで、適切に予測および評価を行うこと。

### (3) 動物(鳥類以外)

本事業の実施により、事業実施想定区域を通過するコウモリ類の風車への衝突(バットストライク)、カヤネズミやムササビ、ニホンリスをはじめとする小型～中型の哺乳類の生息環境の改変による影響が懸念される。

このため、これらの生息状況を把握するための十分な調査を実施し、事業による影響を適切に予測および評価すること。

その際、生息が確認された種の生態に応じた環境保全措置を講じることにより、事業の実施による影響を回避または十分に低減すること。

### (4) 植物・生態系

事業実施想定区域およびその周辺には、大規模なブナ林等の多様な植生が広がっており、本事業の実施により、相当面積のブナ林が消失するとともに、立地論的に意義のある草原が改変され、動植物の生息・生育環境への重大な影響が懸念される。

今後の手続において、十分な現地調査・文献調査を実施することにより、植物相および植生、重要な種および重要な群落を適切に把握し、さらにはその成立要因も踏まえ、予測および評価を行うこと。その際、食害により植生等に大きな影響を与えるおそれのあるシカ等の状況を適切に調査し、その結果も予測および評価に反映させること。

事業実施想定区域の尾根部に広がる草地環境の形成過程は、植物だけでなく文化財等複数の環境要素に関する重要な情報である可能性があるため、その情報の収集に努め、その結果を方法書以降の手続において明らかにすること。

145 (5) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

146 配慮書では、公的なホームページや観光パンフレット等に掲載されている情報を基  
147 に景観および人と自然との触れ合いの活動の場の環境要素に係る評価が行われている  
148 が、最も重大な影響を受けることが見込まれる事業実施想定区域の尾根上の登山道の  
149 存在を踏まえた評価が行われていない。このため、登山道を維持管理している団体等か  
150 ら十分に意見を聴くとともに、事業実施想定区域の尾根上の登山道からの眺望景観に  
151 ついても評価すること。その際、事業実施想定区域そのものを景観資源とした眺望景観  
152 も含めること。

153 配慮書に示された可視領域には、滋賀県域のトレイルのコースやダム、集落が含まれ  
154 ている。これらの場所から、風車が視認される場合は、景観の調査地点として選定する  
155 ことを検討すること。特に、事業実施想定区域の付近にある高島トレイルコースや若狭  
156 路美浜トレイルコースについては、人と自然との触れ合いの活動の場としても重要で  
157 あることから、そのルート上において風車が視認される地点がある場合は、景観の調査  
158 地点として積極的に選定すること。

159 眺望景観に対する風車の影響については、垂直視野角による視認の程度だけでなく、  
160 視認できる風車の部位やその基数に応じた面的な広がりや踏まえたフォトモンタージ  
161 ュを作成することにより、適切に予測および評価すること。その際、風車はブレードが  
162 回転することにより動的誘目性を有することから、風車の特性をよりの確に捉えるた  
163 め、必要に応じて、アニメーション動画を作成すること等を検討すること。

164 なお、景観に関する予測および評価の際には、高島市景観計画の定める景観形成方針  
165 を踏まえた評価を行うこと。

166

167 (6) 文化財・伝承文化

168 本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく対象事業であり、滋賀  
169 県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）に基づく対象事業には該当しな  
170 いが、同条例では文化財および伝承文化を環境要素としていることから、事業実施想定  
171 区域およびその周辺における状況を把握し、必要に応じて、予測および評価すること。

172 その際、山間部であっても、既存文献に記載がなく関係行政機関も把握していない石  
173 碑や遺物、地元で伝承されている無形の文化等が存在することに留意すること。

174

175